

「いきいきスクール」で 子どもは生き生きできるのか



片岡 弘

はじめに

新潟県教育委員会は昨年(92・3)、「県教育の二一世紀へのシナリオ」と標ぼうして「いきいき新潟教育プラン」新潟県第6次総合教育計画(以下「プラン」、「6次計画」)を策定しました。このプランは、「新潟県の教育・文化・スポーツにかかわる」中期の見通しにたつての総合的な五か年計画として提示され、「心豊かで創造性に富む人間の育成」を大目標に、生涯学習の推進、学校教育の充実、社会教育・文化・スポー

ツの振興の三本柱で構成されています。

これに先だって県教委は、県内の学識経験者(大学助教授、小・中・高・養護学校の校長、社会教育関係・スポーツ振興関係)九人からなる「新潟県第6次総合教育計画策定専門部会」に「6次計画」策定のための基礎的な調査・研究を依頼していました。

この専門部会は、九〇年三月に「新潟県第6次総合教育計画策定専門部会報告書」を県教委に提出しましたが、その内容のみならず、臨時教育審議会が内閣総理大臣(当時中曾根康弘)に提出した「教育改革に関

する答申（第一次85・6、第四次87・8）」（いわゆる臨教審答申）を前面に掲げ、それを強固な後ろ盾として「6次計画」を構築しようとしています。驚いたことには、「6次計画」策定の根拠でもある「新潟県教育の課題」（同報告書第1章 約二三〇〇字）のどこにも、新潟県の教育をめぐる問題状況の分析は見当たりません。その上、現行の「第5次総合教育計画」（5次計画）は「おおむね計画通り進展」しており、「5次総の成果を踏まえて、更なる発展を実現すべく新たな総合教育計画を策定する必要に迫られている」などと妙な取り繕いもしています。

専門部会のこの提言がどこまで生かされたかはわかりません。その後、県教委のスタッフによってまとめられた新潟県第6次総合教育計画「いきいき新潟教育プラン」は、旧態依然たるいわば教科書通りの右提言とはまったくスタイルを異にして姿を現しました。

まず、「いきいき新潟教育プラン」というキャッチフレーズがいかに新鮮な感じを与えます。さらに基本構想として先に述べた三本の柱を立て、「12のチャレンジ」注と銘打って十二個条の基本方向を示し、さらに一〇〇項目の施策と施策目標（一〇〇のターゲット）を明示して、解り易い構造と具体性を売り物にしています。

〈注〉

〔目標〕心豊かで創造性に富む人間の育成
（3つの柱と12のチャレンジ）

▽活力ある社会を築く生涯学習の総合推進

①生涯学習推進体制の整備・中心機関の設置
▽いきいき学べる学校教育の充実

②いきいきスクール運動の推進

③豊かな心とたくましさをはぐくむ教育の推進

④学力の向上を図り、個性を生かす教育の推進

⑤障害の程度に応じた教育の推進

⑥社会の進展に対応する教育の推進

⑦時代の進展に対応する教職員の資質・指導力の向上

上

⑧児童生徒がいきいき学べる学校教育環境の整備

⑨県民のニーズに対応する高等教育の機会拡充

▽いきがいのある生活を築く社会教育・文化・スポーツの振興

⑩県民の学習ニーズに対応する社会教育の充実

⑪うるおいのある新潟県民文化の振興

⑫健康な生活を実現するスポーツの振興

（※「一〇〇のターゲット」は略）

このプランの計画策定に当たった基本方針には、前記専門委員会「提言」との整合性を配慮したらしく

て「第五次計画は一応の成果を上げることができた」（傍点筆者）と述べられています。しかし県教委は、例えば、全国水準を大きく上回る登校拒否児童・生徒の数、平成二年度でこれまで最高の二〇七六人に達した高校中退者、全国四六位で低迷する大学進学率（フランクでは「入学達成率」等の問題がいつその深刻さを増しており、単なる第五次計画の継承発展などではどうにもならない事態であるという危機感も持っていると思われまます。

と同時に、県教委にはもう一つの動機がありました。金子前自民党県政が掲げた「新潟オアシス構想」にどうこの計画を組み込むかです。そうした視点に立ち、生涯学習の総合的な推進をめざす「臨教審答申」をベースにして作成されたのが、「いきいき新潟教育プラン——新潟県第六次総合教育計画」です。

一 「いきいきスクール・プロジェクト」って何？

本年四月から、県内の小・中・高校および障害児学校で「いきいきスクール」運動というのがスタートしました。これは、前章で述べた「いきいき新潟教育プラン」の二番目の柱、「いきいき学べる学校教育の充実」を図るための一つのプロジェクトとして提起され

ました。この運動の計画によれば、初年度の今年は小学校六〇校、中学校二八校、高等学校一〇校、特殊教育諸学校二校、計一〇〇校で先行実施されますが、次年度からは、残り約一〇〇〇校の三分の一ずつを逐年で対象にしていくこととなります。なお、それぞれの該当校には、年間、学級数かける六万円に相当するプロジェクト推進のための事業費が、三カ年間継続して県費から配当（市町村立学校は県と市町村で半額ずつ）されるといえます。県教委はさらに、この運動の推進を全眞的にアピールする「いきいきスクール推進県民大会」を上・中・下越の三会場で開催するとして、そのための予算措置も講じました。

県教委はこの運動を推進するにあたり学校や教職員に、「県政世論調査（平成元年度）によれば……」としながら、「『小・中学校の教育の何に力を入れたらよいか』という問いに対して『道徳的な心を育てること』（六〇・四％）、『きちんとしたしつけをすること』（四五・四％）、『学力を伸ばすこと』（四〇・四％）』という回答が寄せられている。また『高等学校の教育で何に力を入れたらよいか』という問いに対しては『生徒が希望する進路に進む力をつけること』（六一・二％）、『自立した生活を送れるように生徒指導をすること』（五七・六％）、『道徳的な心を育てること』（四

三・三%)という回答になっている。さらに『学校教育をさらに充実させるために、何に力を入れたらよいと思いますか』という問いには、五九・九%が『先生の質の向上』を挙げている。このように、県民は学校教育に対してさまざまな期待をもち、学校教育を充実させるためには、教職員自身が自らの資質・指導力を高めるよう研さんに努めることを求めている(『新潟県教育月報』91・11特別号へいきいきスクール・プロジェクト・ハンドブック) Ⅱ新潟県教育委員会発行・この号全教員無償配布)と呼びかけ、教職員は発奮・努力して研さんを積み、右に示したような県民の期待に応えるために、このいきいきスクール・プロジェクトの推進を図らなければならぬと説いています。

ついでにいえば、この「県民世論調査」では、例えば「一クラスの児童・生徒数の削減」「父兄に対する教育費負担の軽減」「高校入試制度の改善」「高校の増設」「私学の援助」を求める回答が、それぞれ二五・五%、二三・〇%、一八・四%、九・七%、八・五%とあるのに、『プラン』(六次計画)のどこにも、それらの要求に応える施策は記されていません。

プロジェクト推進の具体的な段取りについて県教委は、「児童・生徒が一人一人個性があり、皆違うように、学校もまたそれぞれの地域性や伝統を有してい

る。児童・生徒が一人一人みな克服すべき課題を抱えているように、学校もまたそれぞれの教育課題を抱えている。その学校の児童・生徒を見据えたとき、学校の固有の教育課題が見えてくる。』(前掲ハンドブック)と述べ、まず「各学校が現状分析に基づいて解決すべき課題の抽出を行い、その解決に向けて教職員一人一人が課題解決のための役割を明確にするなど、学校が一丸となって課題解決に取り組む」(『プラン』2) Ⅰー1 いきいきスクールの条件整備) 態勢をつくり、「……教職員の活力を組織化して全校を挙げて教育課題解決に取り組む」(同前)ものとしています。

学校が「それぞれの地域性や伝統」をもち「それぞれの教育課題」を抱えているとは、至極当然のことでしょう。しかし今の学校に、「それぞれの地域」に即して、自主的に「それぞれの教育課題」に立ち向かえるような条件があるでしょうか。ここ二十数年来、改訂の度に子どもたちの負担を増大させてきた学習指導要領が法的拘束性ありとして立ちぶさがり、学校の自主的な裁量による教育活動の入り込む余地を奪っているのが現状です。しかし『プラン』はこうした点については一言も触れません。なぜならこのプロジェクトは、後述もしますが、さらに多くの問題点を抱えた新学習指導要領の実施を大前提にして構想されているか

らです。

事実、「子どもを見据え」「現状分析に基づいて解決すべき課題の抽出を行い」などと、あたかも学校(教職員集団)が自主的にそれぞれの教育課題を設定できるかのように記されていますが、『プラン』にはすでに「課題」が用意されており、それに対する施策(一〇ターゲットⅡ『いきいきスクール・プロジェクト』として取り組むものとしては、小学校一、中学校一四、高等学校一四、特殊教育二)と施策目標までが示されているのです。

ですから学校には、「(それらの)課題の中から、自校で最も早急に取り組まなければならない教育課題を抽出する」(前記『プラン』Ⅱいきいきスクールの条件整備(3)①)自由があるだけです。しかもそれだけではありません。「プロジェクトの実践に当たって、県教育委員会はプロジェクト推進計画(当該学校の『筆者注』)を検討した上、支援に努める」(『プラン』同前③)というのですから、端的にいえば、県教委の意に沿わない内容のプロジェクトは「いきいきスクール・プロジェクト」としては認めない、したがって予算の配当もしないということでしょう。

「いきいきスクール」運動は、実は新たな装いで教育管理体制づくりということができます。

二 プロジェクトのバックボーンに新指導要領

さて、それぞれの学校が、プロジェクトを作成するに際して選択を迫られる「教育課題」は、『プラン』ではどのように示されているでしょうか。

一例を挙げてみましょう。

「学力の向上を図り、個性を生かす教育の推進」という分野(チャレンジ④)の「学力向上の推進」というターゲットの場合ですと、「現状と課題」として次のように記されています。

「小・中学校においては、生涯学習の基礎を培い、社会の変化に主体的に対応できる能力を育成するため、基礎的・基本的な内容を確実に習得させ、学力の向上を図る学習指導の改善が重要である。

県では、学力向上研究実践校及び学習指導研究員の実践的研究を通して基礎学力の向上を図る指導方法の究明に努めてきた…(中略)。

しかしながら、校内における研究に深まりが欠けていたり、自校の学力の実態把握とその分析が充分でなかったりしたため、学力の実態に基づいた指導計画や指導方法の改善が充分でない学校もある。さらに、個に応じる指導など一人一人の学力の実態に応じた指導

方法が十分に確立されていないことが指摘されている。今後、各学校においては、自校の児童・生徒の学力の実態をより客観的に把握し、その分析結果に基づいて、身につけさせるべき能力・態度や学力形成上の課題を明確にするとともに、それに応じた指導の重点を設定し、指導内容の重点化と教材の精選を十分にを行い、指導計画を一層改善していくことが必要である。さらに、児童・生徒の自ら学ぶ意欲を高め、主体的な学習の仕方や身に付けさせるよう児童・生徒の興味・関心、能力や適性などを十分把握し、個に応じる指導を工夫するなど学習指導の改善を一層推進する必要がある」

(1)小・中学校における学力の向上」傍線は筆者)

一九八六年に全国教育研究所連盟が発表した調査結果ですが、「学習指導要領に基づく学習内容がどの程度達成されていると思うか」の問いに、学習目標を達成している子どもは二分の一かそれ以下だと、小学校で六二パーセント、中・高校では七八パーセントの教員が回答しているというデータがあります(『にいがたの教育情報』第二号所載の拙論「新指導要領と新潟県の子ども・学校」参照)。また最近では、岐阜県教職員組合が「新学習指導要領にともなう問題点、授業でのとりくみ」についてのアンケートを小学校教員に行ったところ、六割から八割近くが「授業の進度が遅れて困

っている」と答え、特に低学年では「子どもの理解、学習内容の定着が従来より悪い」という答えが、国語で六七パーセント、算数で八〇パーセントもあったといいますが(『赤旗』92・10・6)、こうした状況は新潟県でも例外ではないでしょう。にもかかわらず、県教委(フラン)はそうしたことには一切頬被りして、学力にかかわる現状は「……校内における研究に深まりが欠けていたり、自校の学力の実態把握とその分析が十分でなかったりしたため、学力の実態に基づいた指導計画や指導方法の改善が十分でない学校もある。さらに、個に応じる指導など一人一人の学力の実態に応じた指導方法が十分に確立されていないことが指摘されている」などと、まるで見当はずれの分析をしてみせています。つまり、すでに多くの職者が指摘している「落ちこぼれ」増大の元凶ともいえるべき学習指導要領の欠陥には一切触れず、学力が着かないのは学校の指導計画や個々の教員の指導方法に欠陥があるからだというわけですが、考えてみれば、学習指導要領を忠実になぞって書いたとしか思えない文章ですからそうなるのは当然なのでしょう。先に引用した「現状と課題」の文章の傍線を引いた語句に注目してください。そこには、学習指導要領の改訂を答申した教育課程審議会の「答申」(87・12・24)前文と、それに基づい

で改訂された新学習指導要領「総則」で用いられている語句が、そっくりそのまま使われています。

「いきいきスクール・プロジェクト」は、新指導要領体制をいっそう強化しようというプロジェクトに他なりません。

三 いきいきスクールと「新学力観」

本年度「いきいきスクール・プロジェクト」推進に参加した学校は小・中・高校合わせて一〇〇校ですが、そのすべての学校のとりにくみの概要が『新潟県教育月報』92・8月号で紹介されています。

前章とつなげて考えた方が解り易いと思いますから「学力向上」をターゲットにしたプロジェクトのなかから、掲げたキャッチフレーズと、とりにくみの基本姿勢につながる表現をいくつか拾ってみましょう。

『わかるよろこび』『できた楽しさ』を体験させ自ら学ぶ意欲ある児童の育成——児童は入学当初、勉強好きが多く学年が進むにつれて勉強嫌いが増加する。こうした実態をふまえ、学習指導要領が期待する学力を身に付けさせるため、職員の研修（抽象的なものではなく、その成果が授業の改善に跳ね返るもの）に力を入れることが本校いきいきスクールの計画である…

（長岡・栖吉小学校）

「創意を生かした教育活動の展開により、学ぶ意欲・関心を高める——新しい学力観に立って、児童の学力を分析したとき、何としても身に付けさせねばならないことは、学ぶ意欲・関心など情意的側面である。この課題解決のために、問題解決的な学習を重視した教育課程を編成し、実施することにした」（柏崎・北条南小学校）

「感動する喜びを体得できる学校の実現——当校では、学力向上、豊かな心をもった児童の育成が課題である。いきいきスクールのとりにくみとして、次のような考えで事業を推進している。新しい学力観に基づいて、授業改善を図り、一人一人に『できる喜び、わかる喜び、決める喜び』を体得させる。そのために、学習には体験的活動を計画的に取り入れている」（北魚・伊米ヶ崎小学校）

「若さあふれ、進取の気風がみなぎる学校——個をみつめ、生かし、伸ばす実践——一人一人の生徒に目を向けながら「生き生きとした生徒」づくりを目指す。（教科指導では）◎解る喜びを育む習熟度別の指導／◎生活と学習との接近を図る学習指導／◎豊かな心を育てる創造的活動」（新井・新井中学校）

特に小学校に多いのですが、「学力向上」のターゲ

ットを選択したケースで「新しい学力観」というコトバの使用が目につきます。「新しい学力観」というのは、つまりは新学習指導要領が示している学力観ということなのですが、それはどういうことでしょうか。

新指導要領の総則には、小・中・高校とも共通に、「自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の指導を徹底し、個性を生かす教育の充実に努めなければならない」と述べてあります。これは旧指導要領にはなかった文句ですが、前にも触れた教育課程審議会「答申」の、「……自ら考え主体的に判断し行動する力を育てる教育への質的転換を図るといふ基本的な観点(前文)に基づいて書かれたものです。「学ぶ意欲と、変化に対応できる能力の育成」ということが強調されていることに注目してください。

実は、同答申は「学習の評価」についても言及し、「評価は、児童・生徒の自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの能力の育成に資するよう一層の工夫改善が必要である。日常の評価は知識理解面に偏ることなく、興味・関心等の側面を一層重視する」ようにとしています。文部省はこの答申を受けて指導要録もつくり替えましたが、新しい指導要録では、各教科の「観点別学習状況」の項目(観点)のトップに「関心

・意欲・態度」が掲げられ、これまで一番上位にあった「知識・理解」が最後に据えられているのが特徴です。つまり「新しい学力観」とは、「自ら考え……」とか「変化に対応できる能力」とか「主体的に判断し行動する力」とかいいながら、評価という具体的な局面で考えれば、結局、知識や理解よりも関心や意欲や態度を重視すべきだということではないということになります。第一、関心や意欲や態度を教師は何を基準にして評価したらよいのでしょうか。

ところで、昨年の一二月、国立教育研究所の沢田某という人が、NHKの番組で、指導要領に示された学習内容は、一応「履修」すべき内容であって「習得」すべき内容ではない、「三割ぐらいの子どもがわかればよい」という趣旨の発言をして、いっしょに出演していた母親を啞然とさせました。発言の動機はわかりませんが文部省筋の本音が出たということでしょうか。紙数がなくなったので詳しくは述べられませんが、「知識・理解」を後方へ押しやり「意欲・態度」を前面に出した「新学力観」の本質が見えてきました。「新学力観」で、ほんとうに学校は「いきいき」とよみがえるのでしょうか。

(かたおか ひろし) いがた県民教育研究所